

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	3	府省庁名 環境省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
見直し項目名	排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置		
見直し内容 (概要)	<p>特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）に基づく平成23年規制値を満たすものとして基準適合表示の付された特定特殊自動車に係る固定資産税の課税標準を3年間5分の3とする特例措置（平成23年度新設）の適用期限の延長はしない。</p> <p>なお、粒子状物質（PM）の削減を目的とする平成23年規制値に続き、窒素酸化物（NOx）の削減を目的とする平成26年規制値が施行予定となっており、平成26年規制値対応の特定特殊自動車の早期普及を促進するため、来年度要望において同様の特例措置を要望予定。</p>		
関係条文	<p>地方税法第349条の2、地方税法附則第15条第28項、地方税法施行令附則第11条第38項、地方税法施行規則附則第6条第52項</p>		
増収見込額	[平年度]	－（－）	(単位：百万円)
廃止又は縮減の理由	<p>特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく平成23年規制値は、平成23年10月より出力に応じ順次適用が開始されてきており、最も適用が遅い出力帯の機種も、平成25年10月には適用が開始される。従って、規制の適用開始前に、より早く規制値適合車両の投入を促すという、いわゆる早出し特例の政策的意義は、平成25年度中に達成されるため。</p> <p>なお、粒子状物質（PM）の削減を目的とする平成23年規制値に続き、窒素酸化物（NOx）の削減を目的とする平成26年規制値が施行予定となっており、平成26年度においては平成26年規制値対応にかかる特例措置を要望予定。</p>		
ページ		3—1	